

令和5年5月11日

保護者様

長崎県立佐世保工業高等学校
校長 山口 朋之

5 類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について

新緑の候 保護者の皆様にはますますご清祥にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。

平素から、本校の教育活動にご理解とご支援を賜りまして深く感謝いたします。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から5類感染症に移行したことにより、季節性インフルエンザと同様の扱いとなりました。

本校でも国や県からの通知を踏まえ、以下の対策となりますのでご確認くださいませようお願いいたします。

症状等	対応
1. 生徒本人が感染した場合	○「出席停止」となります。 (療養機関の目安) ・「発症日を0日として、翌日から5日間、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。 ・無症状の場合は、「検体を採取した日から5日を経過するまで」となります。 ※出席停止解除後も、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお願いします
2. 生徒本人が発熱や咽頭痛の症状がある場合	○休む場合は「欠席」となります。 ただし、検査の結果「陽性」と判明した場合は、遡って「出席停止」となります。
3. 同居の家族がコロナに感染した場合	○本人が感染していなければ登校できます。 ○濃厚接触者としての「出席停止」扱いがなくなったため、 休む場合は「欠席」となります。 ただし、検査の結果「陽性」と判明した場合は、遡って「出席停止」となります。
4. 感染者と飲食を共にした場合や同居の家族に風邪症状がみられる等感染が不安な場合	○休む場合は「欠席」となります。 ただし、検査の結果「陽性」と判明した場合は、遡って「出席停止」となります。

※2. 3. 4の症状等において、同居家族に高齢者や基礎疾患のある方がいるなどの事情があり、合理的な理由があると判断される場合や本人に基礎疾患等があり、重症化するリスクが高い場合においては「出席停止」として対応しますので、ご相談ください。